

公益社団法人大阪社会福祉士会 生涯研修センター規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）は、日本社会福祉士会の生涯研修制度（以下「生涯研修制度」という。）に基づき、大阪府民の生活と権利を擁護するのに必要な社会福祉士の専門性の向上を図る研修と調査研究および研究発表のために、本会生涯研修センター（以下「生涯研修センター」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 生涯研修センターは次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯研修制度に関する事業
- (2) 研修履歴の管理に関する事業
- (3) 調査研究および研究発表に関する事業
- (4) その他生涯研修の目的に関する事業

(組織及び運営)

第3条 生涯研修センターにセンター長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、本会会長があたり、生涯研修センターを統括する。
- 3 センター長は、生涯研修センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設け、生涯研修センターの運営を運営委員会にあたらせることができる。
- 4 運営委員会は、運営委員会委員長（以下「運営委員長」という。）及びその他の委員で構成する。
- 5 運営委員長は本会理事から、又その他の委員は本会会員（以下「会員」という。）から、センター長がそれぞれ任命する。ただし、任命については、本会理事会の承認を得なければならない。
- 6 運営委員会に運営委員長を補佐するため、副委員長を若干名置く。副委員長は、委員の互選により選出する。

(部 会)

第4条 生涯研修センターは、規則第2条の事業を専門的に推進するため運営委員会のもとに、次に掲げる部会を置く。各部会の所掌業務は、別途定める。

- (1) 生涯研修部会
- (2) 調査研究部会
- 2 部会員は、会員のうちから運営委員長が指名する。部会員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、センター長が任命する。部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して4期を超えてその任に就くことはできない。

第2章 生涯研修センター運営委員会

(運営委員会)

第5条 この規則第3条第3項に基づく生涯研修センター運営委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) センター長
- (2) 運営委員長
- (3) 生涯研修部会の長
- (4) 調査研究部会の長
- (5) 研修を統括する者
- (6) 事務局長
- (7) その他センター長が指名する者

(招 集)

第6条 生涯研修センター運営委員会は、センター長が招集する。

- 2 生涯研修センター運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知する。

(開 催)

第7条 生涯研修センター運営委員会は、年4回開催する。

- 2 生涯研修センター運営委員会は、次の各号の一に該当する場合、臨時開催できる。
 - (1) センター長が必要と認めたとき。
 - (2) 構成する者の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもってセンター長に招集の請求があったとき。

(議 長)

第8条 生涯研修センター運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。

(定足数)

第9条 生涯研修センター運営委員会は、構成する者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第11条 生涯研修センター運営委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第12条 事務局は次に掲げる事項を行う。

- (1) 研修の運営・開催支援
- (2) 研修情報の収集及び提供の支援
- (3) 研修履歴管理

- (4) 生涯研修運営委員会議の開催に関する支援
- (5) その他目的に沿う事項

第3章 補 則

(広報・啓発)

第13条 生涯研修センターは、第2条に定める事業について、広報・啓発活動を行う。

(実施細則)

第14条 この規則の実施に関する事業は、必要に応じ、別に定める。

(改 廃)

第15条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、2013年7月1日から施行する。
2. 公益社団法人大阪社会福祉士会生涯研修センター規則（2013年4月1日制定）は、廃止する。